



Osaka Gakuin University Repository

| | |
|------------------------|--|
| Title | 再犯防止研究一日・中比較を中心に— (論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨) |
| Author(s) | 劉 芷函 (Shikan Ryuu) |
| Citation | |
| Issue Date | |
| Resource Type | |
| Resource Version | |
| URL | |
| Right | |
| Additional Information | |

要 旨

本稿の研究背景は、近年、日本における再犯事件が頻繁に発生する状況にある。再犯者の構成を検討すると、刑事司法の検挙、検察・裁判、矯正、保護観察の過程に、それぞれ前科者の例がある。本稿は主に刑事施設の入所歴と保護観察所の入所歴を有する者、すなわち、刑事施設の再入者と保護観察付対象者に対して、再犯防止対策を検討する。

一方、再犯事件が多発する状況を改善するため、国、地方公共団体、民間組織による法的な改革及び刑務所出所者等に対する支援対策が行われている。しかし、統計によると、再犯事件の減少する傾向を予測しかねる。すなわち、現行の再犯防止対策の有効性についての検討が必要である。

ところが、近年、中国における再犯率は低い水準にある。また、社会内処遇制度の立法などが注目されている。日本では、再犯防止の問題について、アジア諸国との比較研究はまだ不十分と思われる。そのため、日中両国の現行再犯防止対策を比較的な視点において、実効性の高い対策を検討するのは本稿の目的である。

そのため、本稿では、日中比較法の視点から、再犯防止対策について考察する。本稿は、8つの章により構成されている。

はじめにでは、近年、日本における再犯の現状を踏みながら、再犯防止対策に対する比較研究の必要性を論じている。

第一章では、日本における再犯の定義及び再犯防止対策の沿革を考察した。再犯の定義について、広義の再犯と狭義の再犯を検討した上で、本稿における再犯は狭義の再犯に限定した。また、再犯防止対策の沿革について、徳川幕府から明治時代において、外国法を学ぶことによって、近代的な刑罰執行制度が確立された。

第二章では、日本における再犯防止対策の展開について考察した。現行再犯防止対策の形成に関して、小河滋次郎がドイツの刑罰制度を参考した上で、受刑者を感化教育することを中心とする「監獄法」を起草した。また、分類拘禁制度、行刑累進処遇制度を導入することによって、個別的な処遇原則が確立された。

また、現行再犯防止対策の発展について、犯罪者処遇の意義が大きく発展された。これに関して、アメリカにおける犯罪者の処遇方法を検討した上で、日本の国内情勢を踏みながら、犯罪者処遇が「社会復帰論」に結論された。犯罪者処遇の3つの段階、すなわち、司法的処遇、矯正的処遇、保護的処遇に関して、本稿は、矯正的処遇及び保護的処遇を中心として再犯防止を論じた。

第三章では、日本における刑事施設内の再犯防止について論じた。刑事施設内の処遇について、刑務作業、教科教育、職業訓練に関する問題を考察した。すなわち、刑務作業の報奨金の金額が少ない、教科教育を強化する必要がある、職業訓練と就労支援の連携が足りないなどの問題を指摘した。

第四章では、日本における社会内処遇について検討した。この中に、更生保護に関しては、更生保護の意義、立法の経緯、及び施設を考察した。また、保護観察について、保護観察に関わる人員の整備、判決前調査制度の不備などの問題を検討した。その他、近年の社会内処遇として、刑務所出所者等の総合的な就労支援対策が注目されている。これについて、本稿は就労支援内容の充実、出所者等の直接採用、協力雇用主の拡大などの課題を指摘した。

第五章では、中国における再犯防止の沿革について考察した。商王朝から清王朝までの再犯防止を検討した結果として、再犯防止対策は一般予防を中心に展開されてきた。その中で、「明德慎罰」、「儒家」の思想が古代の刑罰に大きな影響があった。また、清王朝において、日本法を学ぶことによって、近代的な刑罰体系が確立された。刑罰執行について、沈家本は小河滋次郎の感化教育思想を受け入れて、『大清監獄律』を起草した。このような受刑者に対する感化教育施策は後世にも大きな影響があった。

第六章では、新中国の刑事政策における再犯防止について考察した。新中国の建国初期において、労働改造という方法を導入した。また、「中華人民共和国労働改造条例」により、この方法は制度化された。その後、「懲罰と寛大を結びつける」政策、「厳打」政策、及び「寛嚴相濟」政策の執行に通じて、現行の再犯防止は受刑者の社会復帰、すなわち、社会復帰論を中心に展開していると考えられる。

また、労働改造条例の実施について、財政の問題、受刑者の法的権利を保障できないなどの問題を指摘した。一方、監獄を「特殊学校」への改革によって、受刑者に対する教育的な処遇が確立された。1994年監獄法の執行によって、刑罰執行に関する法的な根拠が明確された。さらに、2003年に監獄の改革によって、再犯防止対策が一層強化された。しかし、監獄管理体制から生まれた汚職の問題は完全に解決したと言えない。

第七章では、中国における刑事施設内の処遇について論じた。刑務作業報酬金制度、教育的処遇を考察した。この中に、刑務作業報酬金制度、家族協力による改善教育制度、特殊の高等教育自学課程の開設、社会連携対策に関して、それぞれの再犯防止の有効性を検討した。

第八章では、中国における現行の社会内処遇、コミュニティ処遇について考察した。2011年の改正刑法案で、コミュニティ処遇は処罰の一つとして認められたため、この制度についての議論が活発になっている。本稿では、コミュニティ処遇の定義、沿革を検討した。そのほか、上海市、天津市、北京市で執行されているコミュニティ処遇制度について、それぞれの長所と短所を検討した。今後のコミュニティ処遇に関する改革方向を指摘した。

おわりにでは、日中両国の現行再犯防止対策の特徴について、比較研究した上で、刑事施設および社会における再犯防止対策の有効性を論じた。

学位論文審査報告書/平成27年度 大阪学院大学大学院法学研究科

- 学位請求論文 「再犯防止研究一日・中の比較を中心に一」
- 学位請求者 劉 芷函 大阪学院大学大学院法学研究科博士課程
- 請求学位の種類： 博士(法学)
- 審査委員： 主査 全 理其 (法学部教授 大阪市立大学博士(法学))、
副査 南川 諱弘 (法務研究科教授 大阪大学博士(法学))、
副査 中村 雅臣 (法務研究科教授)

学位論文審査結果の報告

1 研究歴と研究業績

請求者は平成24年4月、本学大学院法学研究科博士課程に入学、刑法特殊研究(企業・自治体法務)を専攻し、現在、同課程に在籍中である。また、請求者は平成21年4月、本学大学院法学研究科修士課程に入学、刑法研究(企業・自治体法務)を専攻し、平成23年3月に本学法学研究科において法学修士の学位を取得した。

請求者は、修士課程から再犯防止問題の研究を取り組み、平成23年1月に修士学位論文として、「再犯防止対策の考察一日中の比較研究を中心に一」を提出した。請求者は、修士課程から、博士課程まで一貫して再犯防止問題の研究を続け、日中両国において、現地調査も含め、精力的に博士論文をまとめた。

2 論文審査の方法

審査員3名による提出論文の査読を行った。さらに、請求者による口頭の論文発表会を公開で実施したが、その場では審査員以外の出席者も交えた活発な質疑応答が展開された。

その後、審査委員らは審査委員会を開催して、査読結果ならびに発表会での質疑応答の内容について検討し、論文評価の結論を導き出した。

3 論文の審査結果

(1) 論文の構成と概要

本論文は、はじめに、第1章～第8章、おわりにから構成されており、A4紙140枚、約20万字の論文である。

本論文において請求者は、日中両国において、再犯防止の歴史と現状、再犯防止の施策について考察しています。日本の再犯防止については、再犯防止対策の沿革、再犯防止対策の展開、現行再犯防止対策の発展、刑務所内の再犯防止、刑務作業、教科教育、職業訓練、社会内処遇、更生保護、保護観察について検討しています。中国の再犯防止については、再犯防止の歴史、日本法の影響、刑事政策における再犯防止の施策について考察して

います。また、中国における刑務所内の処遇、刑務作業報酬金制度、教育的処遇、社会内処遇、コミュニティ処遇について考察しています。

(2) 論文内容について

第一章 再犯の定義及び再犯防止対策の沿革

日本における再犯の定義及び再犯防止対策の沿革を考察し、近代までの刑罰執行制度について論じている。

第二章 再犯防止対策の展開

日本における再犯防止対策の展開について、現行再犯防止対策の形成、分類拘禁制度、行刑累進処遇制度、個別的な処遇原則、犯罪者の処遇方法を検討した上で、矯正的処遇及び保護的処遇を中心として再犯防止を論じている。

第三章 刑務所内における再犯防止

日本における刑務所内の再犯防止について、刑務作業、教科教育、職業訓練に関する問題を指摘している。

第四章 社会内における再犯防止

日本における社会内処遇について、更生保護の意義、立法の経緯などを考察している。また、就労支援内容の充実、出所者等の直接採用、協力雇用主の拡大などの課題を論じている。

第五章 中国における再犯防止の沿革

中国における再犯防止について、商王朝から清王朝までの再犯防止を検討し、日本法の中国法に対する影響を検討している。

第六章 新中国の刑事政策における再犯防止

1949年後の中国の刑事政策における再犯防止について、建国初期の労働改造の方法の導入、刑事政策の変化、行刑の社会化などを考察している。

第七章 刑務所内における処遇

中国における刑務所内の処遇について、刑務作業報酬金制度、家族協力による改善教育制度、特殊の高等教育自学課程および社会連携対策などを検討している。

第八章 社会内における処遇

中国における現行の社会内処遇、コミュニティ処遇について、法制度の改正、処遇制度の変遷、中国における代表的な地域の処遇制度の実践を検討している。

(3) 論文の評価

第一章 再犯の定義及び再犯防止対策の沿革

やや整理不足の感はあるが、日本における再犯の定義及び再犯防止対策の沿革、近代までの刑罰執行制度について要領よくまとめている。

第二章 再犯防止対策の展開

本章で取り上げられている日本における再犯防止対策の展開について、現行再犯防止対策の形成、分類拘禁制度、行刑累進処遇制度、個別的な処遇原則、犯罪者の処遇方法の項目に対して、請求者は多数の文献を参照しつつ、深い考察がなされている。特に、現行再犯防止対策の形成に関して、分類拘禁制度、行刑累進処遇制度の導入することによって、個別的な処遇原則が確立されたこと、犯罪者処遇の段階、矯正的処遇及び保護的処遇を中心として再犯防止を論じることが評価に値する。

第三章 刑務所内における再犯防止

刑務所内の再犯防止について、刑務所内の処遇、刑務作業、教科教育、職業訓練に関する問題を考察した上、刑務作業の報奨金の額の問題、教科教育の強化、職業訓練と就労支援の結びなどの問題と受刑者の社会復帰の関係に関する論述が評価できる。

第四章 社会内における再犯防止

社会内処遇について、特に更生保護に関する考察、保護観察に関する検討、刑務所出所者等の総合的な就労支援対策の検討が評価できる。

第五章 中国における再犯防止の沿革

中国における再犯防止について、商王朝から清王朝までの再犯防止を詳しく考察し、日本法が中国法に対する影響、特に、中国の伝統的な再犯防止対策は一般予防を中心とする展開であること、「明德慎罰」、「儒家」の思想が中国古代の刑罰に大きな影響を与えたこと、日本の法学者が中国の再犯防止の思想に大きな影響を与えたことに関する指摘が興味深く、かつ評価に値する。

第六章 新中国の刑事政策における再犯防止

本章において、請求者は、1949年後の中国の刑事政策変化および再犯の防止、労働改造方法の導入と行刑の社会化などを要領よくまとめている。また、中国の刑務所改革に関して、大連刑務所の腐敗事件や、「重慶模式」の刑務所管理改革など、実例を挙げて詳細に検討したことが説得力に富んでいる。

第七章 刑務所内における処遇

本章において、請求者は、中国における刑務作業報酬金制度の特徴、家族協力による改善教育制度、特殊の高等教育独学課程の開設、社会連携対策などに関して、北京市刑務所、広東省刑務所、雲南省刑務所の模索を詳しく検討したことが高く評価に値する。

第八章 社会内における処遇

本章において、請求者は、中国における社会内処遇、コミュニティ処遇について、法制度の改正、上海市、天津市、北京市など中国における代表的な地域の処遇制度の実践、コミュニティ処遇に関する改革をまとめていることが評価できる。

(4) 論文審査の結論

本論文には部分的に疑問な点、整理不足の点、関連性に乏しい記述が含まれているが、日中両国にわたり多数の著書・論文等を参照するとともに、両国における司法実務経験等

も反映させ、かつ、多角的な論点と豊富な事例をもって深い考察を行っており、学術論文としての水準を十分満たすものであると評価することができる。本研究のさらなる発展が大いに期待できる。

よって、本論文は博士論文に値するものであり、請求者は博士(法学)の学位を授与されるに十分な資格があるものと判定する。

平成28年2月15日

審査委員：

主査 大阪学院大学教授 全 理其 (印)

副査 大阪学院大学教授 南川 諱弘 (印)

副査 大阪学院大学教授 中村 雅臣 (印)